

令和3年度

一般会計 歳出 第7款6項1目12節 検診その他委託料

受付 番号	種 目 番 号 601-	連絡先	委託担当
			福祉保健課運営企画係 担当 <sup>ふりがな</sup> 者名 <sup>すずき</sup> 鈴木、 <sup>うえだ</sup> 上田 電 話 978-2433

## 設 計 書

1 委 託 名 令和3年度新型コロナウイルス感染症等対策保健業務人材派遣  
契約

2 履 行 場 所 青葉区役所福祉保健課（横浜市青葉区市ケ尾町31番地4）

3 履行期間  期間 令和3年4月1日 から 令和3年9月30日 まで  
又は期限  期限 平成 年 月 日 まで

4 契約区分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項 別添仕様書及び資料記載のとおり

6 現 場 説 明  不要  
 要（ 月 日 時 分 場所 ）

7 委 託 概 要  
新型コロナウイルス感染症等の健康調査や保健指導、相談支援、  
防護服着脱介助、結核患者管理支援、等

8 部分払

■ する (6回以内)

□ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	延べ人数 勤務時間 (時間/日)	数 量	単 位	単 価	金 額
新型コロナウイルス感染症を含む感染症に関する保健指導等業務(4月)	39人 (7.5)	(292.5)	時間		
新型コロナウイルス感染症を含む感染症に関する保健指導等業務(5月)	44人 (7.5)	(330)	時間		
新型コロナウイルス感染症を含む感染症に関する保健指導等業務(6月)	38人 (7.5)	(285)	時間		
新型コロナウイルス感染症を含む感染症に関する保健指導等業務(7月)	42人 (7.5)	(315)	時間		
新型コロナウイルス感染症を含む感染症に関する保健指導等業務(8月)	41人 (7.5)	(307.5)	時間		
新型コロナウイルス感染症を含む感染症に関する保健指導等業務(9月)	40人 (7.5)	(300)	時間		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む。

派 遣 料 金

¥ (.-) \_\_\_\_\_

内 訳 業 務 価 格

¥ (.-) \_\_\_\_\_

消費税及び地方消費税相当額

¥ (.-) \_\_\_\_\_

9 契約全般に関する内容

事業所	名称 横浜市青葉区役所	
	所在地 横浜市青葉区市ケ尾町31-4	
就業場所	名称 横浜市青葉区役所福祉保健課	
	所在地 横浜市青葉区市ケ尾町31-4	
就業日	令和3年4月1日から令和3年9月30日	
就業時間	月曜日から金曜日 8:45～17:15 土曜日、日曜日及び祝日 10:00～18:30	
安全及び衛生	VDTの連続操作は1時間までとする。1時間以上の連続操作をする場合は、10分間の休息を与える。その他派遣先は法令により課された責任を負う。	
労働者派遣契約の解除にあたって生じる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	労働者派遣基本契約書第21条に準ずる。	
時間外労働	時間外労働は原則行わないが、やむを得ない場合には、横浜市青葉区は、前記の就業時間に拘らず、派遣労働者に時間外労働を命ずることができる。就業時間外の労働を命ずる場合、1日4時間、1か月45時間、1年360時間の範囲で命ずることができるものとする。	
福祉増進のための便宜供与	横浜市青葉区は派遣労働者に対して、厚生設備（給湯室、休憩スペース等）を利用することができるよう便宜供与するものとする。	
支払条件	請求書による支払い。 契約期間終了後、派遣時間の実績に応じた精算払いとする。 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内。	

10 個別契約内容

派遣先責任者	部 署	横浜市青葉区福祉保健課 電話 045-978-2433
	氏 名	横浜市青葉区福祉保健課長
派遣元責任者	部 署	
	氏 名	
指揮命令者	横浜市青葉区福祉保健課健康づくり係長	
派遣人員	月曜日から金曜日の平日1人 土曜日、日曜日及び祝日2人	
派遣料金（概算金額）	¥（.-）（税抜き）	
派遣期間	自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日	

	申出先	派遣先	部署	横浜市青葉区福祉保健課 電話 045-978-2433
			氏名	青葉区福祉保健課
		派遣元	部署	
			氏名	
苦情処理	苦情処理方法	<p>① 派遣先における上記記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者に通知する。</p> <p>② 派遣元における上記記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者に通知する。</p> <p>③ 派遣先・派遣元は、各々自社内でその解決が容易であり、かつ即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。</p>		

勤務シフト表

	業務内容	延べ人数	勤務時間	数量(概算)	単位	単価	金額(概算)
1	4月 新型コロナウイルス感染症を含む感染症に関する保健指導等業務 ①(月～金) 8:45～17:15 ②(土、日、祝) 10:00～18:30	39人 ①21 ②18	7.5	(292.5)	時間		
2	5月 新型コロナウイルス感染症を含む感染症に関する保健指導等業務 ①(月～金) 8:45～17:15 ②(土、日、祝) 10:00～18:30	44人 ①18 ②26	7.5	(330)	時間		
3	6月 新型コロナウイルス感染症を含む感染症に関する保健指導等業務 ①(月～金) 8:45～17:15 ②(土、日、祝) 10:00～18:30	38人 ①22 ②16	7.5	(285)	時間		
4	7月 新型コロナウイルス感染症を含む感染症に関する保健指導等業務 ①(月～金) 8:45～17:15 ②(土、日、祝) 10:00～18:30	42人 ①20 ②22	7.5	(315)	時間		

5	8月 新型コロナウイルス感染症を含む感 染症に関する保健指導等業務 ①（月～金） 8:45～17:15 ②（土、日、祝） 10:00～18:30	41人 ①21 ②20	7.5	(307.5)	時間		
6	9月 新型コロナウイルス感染症を含む感 染症に関する保健指導等業務) ①（月～金） 8:45～17:15 ②（土、日、祝） 10:00～18:30	40人 ①20 ②20	7.5	(300)	時間		
合計		244		(1,830)			
消費税額（×0.1）							
派遣料金							